

# 令和8年度 地域・農業活性化担い手支援事業

## D. 園芸(露地)栽培の省力・低コスト化技術の導入費用助成

### 事業内容

募集期間 (事前申請期間)	令和8年4月1日～令和8年9月30日(担い手サポートセンター必着)
本申請期間	令和8年5月1日～令和9年1月21日(担い手サポートセンター必着)
対象者	耕種農業を営む認定農業者・認定新規就農者・生産者組織・農業法人
経営規模 (作付面積)	① 露地栽培の野菜・果樹・花卉の場合、面積が原則として合計70a以上 ② 果樹の場合、面積が原則として合計30a以上(露地のみ) ※ 認定新規就農者は経営規模を問いません。
助成対象	① 自動灌水システム ② 局所施肥(畝内施肥)用施肥機 ③ 播種機(トラクター・管理機装着型) ※歩行型シーダーマルチ含む。アタッチメントに限る。 ④ 自走式定植機 ※動力を用いて作業を行う乗用型や歩行型の定植機とする ⑤ 自走式収穫機 ※動力を用いて作業を行う乗用型や歩行型の収穫機とする。 ⑥ 乗用管理機 ⑦ 乗用草刈機 ※栽培管理に使用するものに限る。農地の維持管理のみに使用するものは対象外とする。 ⑧ 乗用運搬車 ※圃場内で収穫物の運搬に使用するものに限る。 ⑨ 電動剪定はさみ ⑩ ウッドチップパー ※果樹の剪定枝の粉碎処理に使用するクローラ自走式のものに限る。 ⑪ 堆肥散布機・混合散布機 ※乗用型、トラクター装着型、歩行型含む。  注)事前申請の承認を受けてから、令和8年12月末までに購入(代金の支払いを完了)して下さい。
助成金額	助成対象となる農業用機械器具の購入費用(税抜)の50%あるいは50万円のいずれか低い金額です。 ※ 助成総額には上限があります。そのため、多数の申請があった場合には助成要件を満たしていても助成が受けられないことがあります。
申請手続き (申請時に必要な書類)	<b>【事前申請】※物件購入前</b> <input type="checkbox"/> 事前申請書(様式D3) <input type="checkbox"/> 見積書(写し) 以下に該当する方は次の書類もご提出いただきます。 ◆ 認定農業者 <input type="checkbox"/> 「農業経営改善計画認定申請書」及び「農業経営改善計画認定書」の写し ◆ 認定新規就農者 <input type="checkbox"/> 「青年等就農計画認定申請書」及び「青年等就農計画認定書」の写し  <b>【本申請】※物件購入後(代金支払い完了後)</b> <input type="checkbox"/> 助成金申請書(様式D4-1) <input type="checkbox"/> 助成対象物件の写真(所定の「地域貢献活動ステッカー」を貼付した状態で撮影したもの) <input type="checkbox"/> 購入代金が支払い済みであることを証明する書類(領収書等の写し) <input type="checkbox"/> 農業リスク診断を受けたリスクチェックシート

# 令和8年度 地域・農業活性化担い手支援事業

助成金の支給にあたっての条件等	<p>① 申請する方には農業リスク診断を受けていただきます。また、助成対象の農業用機械器具には地域貢献活動ステッカーを貼付していただきます。</p> <p>② 助成対象となる農業用機械器具に対して、本助成以外に補助金等を受けている（受ける予定がある）場合は、本助成を申請することはできません。</p> <p>③ 過去に以下の助成を受けている方と、本助成以外の令和8年度地域・農業活性化担い手支援事業（「契約栽培（加工・業務用野菜等）の生産促進奨励」および「鳥獣被害削減・防止対策費用の助成」を除く）を活用する予定の方は申請できません。</p>							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>施策名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度 平成30年度</td> <td>農業新技術等導入支援助成</td> </tr> <tr> <td>平成31年度 (令和元年度)</td> <td>省力・低コスト化技術等導入支援助成 S-GAP等認証取得支援助成 6次産業化新商品開発支援助成</td> </tr> <tr> <td>令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度</td> <td>農作業の省力化機械の導入費用助成【R2】 農業新技術の導入費用助成【R3以降】 水稲栽培の省力・低コスト化技術の導入費用助成【R3】 主穀作の省力・低コスト化技術の導入費用助成【R4】 水田農業（主穀作）の省力・低コスト化技術の導入費用助成【R5以降】 園芸（施設）栽培の省力・低コスト化技術の導入費用助成 園芸（露地）栽培の省力・低コスト化技術の導入費用助成 S-GAP等認証取得費用の助成 6次産業化新商品開発費用の助成【R6まで】</td> </tr> </tbody> </table>	年度	施策名	平成29年度 平成30年度	農業新技術等導入支援助成	平成31年度 (令和元年度)	省力・低コスト化技術等導入支援助成 S-GAP等認証取得支援助成 6次産業化新商品開発支援助成	令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度
年度	施策名							
平成29年度 平成30年度	農業新技術等導入支援助成							
平成31年度 (令和元年度)	省力・低コスト化技術等導入支援助成 S-GAP等認証取得支援助成 6次産業化新商品開発支援助成							
令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度	農作業の省力化機械の導入費用助成【R2】 農業新技術の導入費用助成【R3以降】 水稲栽培の省力・低コスト化技術の導入費用助成【R3】 主穀作の省力・低コスト化技術の導入費用助成【R4】 水田農業（主穀作）の省力・低コスト化技術の導入費用助成【R5以降】 園芸（施設）栽培の省力・低コスト化技術の導入費用助成 園芸（露地）栽培の省力・低コスト化技術の導入費用助成 S-GAP等認証取得費用の助成 6次産業化新商品開発費用の助成【R6まで】							
助成金支給時期	<p>④ 1台あたりの本体価格（税抜）が10万円以上であり、今回初めて導入する機械器具であること。</p> <p>⑤ 個人間で売買した農業用機械器具では申請できません。</p> <p>⑥ 助成対象となる農業用機械器具に関連する付帯費用（保険料・講習料・登録費用・運搬費用・試運転費用・メンテナンス費用など）、工事費用（電気、水道、土木、建築、付帯設備など）、消耗品代、肥料・農薬代、燃料代は申請できません。</p> <p>① 7月末まで提出 : 9月末までに振込 ② 9月末まで提出 : 11月末までに振込 ③ 11月末まで提出 : 1月末までに振込 ④ 1月21日まで提出 : 3月末までに振込</p>							

**「JAグループさいたま県域応援企画」は、がんばる担い手農家を応援するためのJAグループ独自の助成事業です。ぜひご利用ください！**

詳しくは、お近くのJAまでお問い合わせください

## JA・JA埼玉県担い手サポートセンター・JA共済連



農業のために 地域のために 明日のために

**JA共済の地域貢献活動**